

## 新潟県柏崎市議会基本条例・逐条解説

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 最高規範性（第2条）
- 第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条—第9条）
- 第4章 議案及び政策の審議並びに調査（第10条—第18条）
- 第5章 市民と議会の関係（第19条—第21条）
- 第6章 議会と行政の関係（第22条・第23条）
- 第7章 議員間討議（第24条）
- 第8章 議会の災害時対応（第25条）
- 第9章 議会及び議会事務局体制整備（第26条—第28条）
- 第10章 議員の倫理、身分及び待遇（第29条—第31条）
- 第11章 条例の検証及び見直し手続（第32条）

#### 附則

地方公共団体の自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営を促進する地方分権改革が推進される中、地方議会の果たす役割は、ますます大きくなっている。

柏崎市議会（以下「議会」という。）と柏崎市長（以下「市長」という。）は、ともに市民の信託を受けて活動し、二元代表制の下、柏崎市（以下「市」という。）の意思決定機関として、市政の発展、市民自治及び市民福祉の向上を目指していく使命が課せられている。

あわせて、議会は、市民の代表機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）を遵守することはもとより、情報公開と説明責任の遂行、透明性と公平・公正の確保、政策活動等への多様な市民参画の促進、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との抑制と均衡のとれた関係の保持及び政治倫理の向上を図る責務がある。

この使命と責務を果たすため、議会は、「市民の信託に応える合議体たる議会づくり」を基本理念に掲げ、活力と創造に満ちた議会活動を誠実にを行い、市民に信頼される議会を目指し、市民とともに豊かなまちづくりを実現するために、新潟県柏崎市議会基本条例（以下「基本条例」という。）を制定する。

#### [解説]

前文では、今日の地方自治体を取り巻く状況と、議会に求められる役割や責務に触れながら、基本理念として「市民の信託に応える合議体たる議会づくり」を掲げ、市民に信頼される議会の実現に向けて、決意を述べています。

議会は、この間、「議会の地位と権限に関する調査特別委員会」（平成11年3月最終報告）を設置し、議会のあるべき姿について多面的な議論を行い、議会改革を積み重ねてきました。

基本条例は、現在はもちろんのこと、今後、議員構成が変わっても、将来、議員になる人たちにとっても、議会の基本的な在り方を確認できるように定めるものです。

議会は、議会改革への努力を怠らず、活力と創造に満ちた議会活動を誠実にを行う中で、市民の信頼を得ながら、市民とともに豊かなまちづくりを実現することを誓っています。

ここでいう市民とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。

#### [用語解説]

- ※ 「前文」とは、法令の最初に付され、その法令の目的や精神を述べる文章のことです。
- ※ 「地方分権改革」とは、各地方公共団体自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を行うことです。平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が根拠となっています。
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法上、普通地方公共団体と特別地方公共団体のことをいいます。普通地方公共団体とは、都道府県や市町村のことです。
- ※ 「二元代表制」とは、執行機関としての市長と議事機関である議会の構成員としての議員を、ともに柏崎市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としての役割を担い、相互の抑制と均衡によって適切な緊張関係を保ちつつ調和を図る制度のことです。
- ※ 「市民自治」とは、市民、市の執行機関及び議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。
- ※ 「市民福祉」とは、狭義の福祉ではなく、広く市民全体が享受する、安定した生活環境全般をいいます。
- ※ 「合議体たる議会」とは、議会会議規則を遵守し、意見の相違や共通点を確認する中で、議会としての合意形成に努めることです。議員は男女を問わず、様々な職業や団体、地域から選ばれ、年齢も違います。相互に自由な立場から議論、討論することができます。
- ※ 「政策活動等」とは、政策形成、政策立案、政策提言、条例提案その他の政策をいいます。
- ※ 「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいいます。
- ※ 「まちづくり」とは、住みよいまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいいます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 基本条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、議会が市民の信託に応え、もって市民福祉の向上及び豊かなまちづくりの実現並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

[解説]

この条文は、基本条例の目的を規定しています。議会及び議員の役割、行動指針の基本的事項を定め、議会の活性化を図るとともに、市民の信託に応え信頼される議会を目指して、市民福祉の向上及び豊かなまちづくりの実現並びに市政の発展に努力することを述べています。

第2章 最高規範性

(議会における最高規範性)

第2条 基本条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、基本条例の趣旨及び目的並びに理念に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

[解説]

この条文は、この基本条例が議会運営における最高規範であることを定め、この条例の趣旨に反した議会に関する条例や規則、規程等の制定をすることができないことを規定しています。

第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会運営を行うものとする。

- (1) 積極的な情報の公開、透明性と公平・公正の確保及び市民への説明責任を果たし、議会を市民に開かれたものにする。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、政策活動等の向上に努めること。
- (3) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ち、市政執行を監視すること。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、市民参加の推進を始め、市民の信託に応える議会改革に取り組むこと。

[解説]

この条文は、議会運営の基本原則を規定しています。

議会は、条例を制定し、市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ちつつ、市政運営のチェックを行う責務があります。市民の中に存在する多様な意見を集約し議会に反映させ、必要に応じて、政策提言を積極的に行うよう努めなければなりません。また、市民参加の推進のために、積極的な情報公開を初め、透明性と公平・公正の確保、自律的な議会運営に努め、市民への説明責任を果たし、市民に開かれた議会とするために、議会改革へ不断の努力を行うことを規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上のための活動に努めること。
- (2) 議会は合議制の議事機関であることに鑑み、議員の自由討議を図り、合意形成に努めること。

- (3) 調査・研究活動を積極的に行い、政策活動等に反映させるよう努めること。
- (4) 議会活動に必要な見識を高め、不断の自己研さんと政治倫理の向上に努めること。

[解説]

この条文は、議会の一員としての議員の活動原則を規定しています。議員は、市民から持ち込まれる様々な要望や課題について個別の案件にとどめずに、市民全体の福祉向上のために活動することに努めます。また、議会が言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由討議を重んじ合意形成に努めます。

議員は、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握するとともに、調査・研究活動を積極的に行い、必要に応じて政策提言、条例や意見書の提案を行うよう努めます。

議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、政治倫理の向上に努め、誠実な議会活動を行います。

[用語解説]

※ 「自由討議」とは、自由気ままな議論ではありません。本会議及び委員会において討論の前に行う議員同士で意見を述べ合う場面のことをいい、決定に至る過程を重視することで議会の意義が明確になります。自由討議を行う議員は、論点、争点を明確にするよう努めます。

(委員会の活動原則)

第5条 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行い、委員会討議を重視することに努めるものとする。

- 2 委員長は、委員会運営に当たっては、公平・公正を確保し、秩序保持に努めるものとする。
- 3 委員会は、所管に係る関係団体との意見交換会を行うなど、多様な運営により市民の要請に応えるとともに、市民参加の推進に努めるものとする。

[解説]

この条文は、委員会活動の原則を規定しています。委員会の審査に当たっては、論旨を明確にするとともに、市民に分かりやすい言葉や表現を用いて議論を行うように努め、委員間の自由討議を重んじ、共通認識を深め、合意形成に努めることとしています。

また、委員長は、委員会運営に責任を持ち、秩序保持をしっかりと行い、公平で公正な運営に努めること。各委員会は、市政の課題に対し、常に問題意識を持ち、関係団体との意見交換の場を設けることや市民の要請等、積極的に市民参加の推進に努めることを規定しています。

[用語解説]

※ 「委員会」とは、議会の内部に条例で任意に設置することができる、予備的・専門的な下審査機関をいいます。委員会は、一般的に議会の構成員の一部をもって構成されます。

- ※「常任委員会」とは、原則として執行機関の部門別又は事項別に所管を持ち、その所管に属する事務について、本会議から付託された議案・請願等を詳細に審査し、自主的に調査する権限を有する常設の委員会をいいます。
- ※「特別委員会」とは、議会が特定の付議事件を審査又は調査するために必要があると認めるときに、その都度、議会の議決で設置し、当該事件の審査又は調査が終了するまで臨時に設置される委員会をいいます。
- ※「議会運営委員会」とは、会派間等における議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割を果たすための常設の委員会をいいます。

(全員協議会)

第6条 全員協議会について必要な事項は、議長が別に定める。

[解説]

この条文は、全員協議会の運営について規定しています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

[解説]

この条文は、議会は合議制機関であることから、議員は複数員で会派という議員集団を結成し、活動できることを規定しています。

(会派代表者会議)

第8条 会派代表者会議について必要な事項は、議長が別に定める。

[解説]

この条文は、会派代表者会議の運営について規定しています。

(議長の権限と役割)

第9条 議長の権限については、法の定めるところによるものとし、その役割については、新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）で定めるものとする。

2 議長の任を務めようとする者は、その所信を表明するものとする。副議長の任を務めようとする者にあつては、所信の表明をすることができるものとする。

[解説]

この条文は、議長の権限と役割及びその在り方を規定しています。議長の権限については、法に

定められているものであり、その役割については、新潟県柏崎市議会会議規則で明確にしていくことを定めています。

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限を有するとともに、議会の代表者とされています。地方議会では、その構成に関して、議長及び副議長を選挙することを優先して行う事項としています。このようなことから、議会の議長を務めようとする者は、自らの所信を表明することを定めています。副議長の任を務めようとする者は、所信の表明ができることとしています。

#### 第4章 議案及び政策の審議並びに調査

##### (通年議会)

第10条 議会の会期は、通年とし、必要な事項は、新潟県柏崎市議会の会期等に関する条例（平成25年条例第32号）に定めるものとする。

##### [解説]

この条文は、議会は通年とすることを規定しています。これまでは、市長が議会の招集を行い、おおむね3か月ごとに開かれる定例会か、必要に応じて開かれる臨時会により、議会は、提案される議案に対する審査・議決を行ってきました。

議会を開くには一定の条件も必要で時間も掛かります。議会の閉会中には、「議会を開くいとまがない」との理由で、市長により専決処分が行われてきました。

議会の会期を通年にすることで、議長により速やかに会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができます。また、委員会の活動の活発化も促される効果があります。

##### (議会の議決事件)

第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、市政の重要な計画等を議決事件に加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想に基づいて定める基本計画のうち、施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 友好都市及び姉妹都市の協定の締結又は廃止に関すること。

##### [解説]

この条文は、議会の議決に関して規定しています。法第96条第1項には、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など、議会が議決しなければならない事項（議決事件）を挙げています。また、同条第2項は、議会の機能を強化するため、必要と認められる事件を条例で議決事件

として追加することができることとしています。市の総合計画は長期に及ぶまちづくりの基本をなすものです。また、友好都市等の協定は、市政を表す重要な事柄です。

議会は、3項目を議決事件に加えることを定め、議会が議決するに当たって、総合計画等の策定段階から責任ある提案及び議論を行い、市民福祉の向上に寄与しようとするものです。

(政策等の説明要求及び審議)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業（以下「政策等」という。）について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画における根拠及び位置付け
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源

2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

[解説]

この条文は、市長が議会に重要な政策等を提案するときは、その背景・目的・効果、総合計画における位置付け、関係する法令や条例との関係、実施に当たっての事業費や財源について、議会での審議に必要な資料及び情報として、その説明を市長に求めることができることを規定しています。

議会は、合議制の議事機関として、政策等の水準を高める立場から討議を深め、論点、争点を明らかにすることを通じ、執行後の政策評価に生かすこととしています。

(発言の取消勧告)

第13条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

[解説]

議会の会議における発言については、秩序維持を図るなど、議会会議規則に規定されているところです。この条文は、本会議等において、事実と反する発言、無礼・非礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等の不穏当な発言を行ったときに、議長又は委員長が、発言の取り消しを勧告できることを規定しています。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、議案の審査又は討議に反映させるため、学識経験を有する者等に市の事務に関する専門的事項の調査を依頼し、又は公聴会を開き、若しくは参考人の出頭を求め、その意見を

聴くことができる。

2 公聴会及び参考人に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会会議規則で定めるものとする。

[解説]

この条文は、専門的知見の活用について規定しています。市の事務事業は多岐にわたり、専門性の高いものもあります。議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等、専門的な知識を有する人に依頼し、意見を求めることができます。

[用語解説]

※「公聴会」とは、議会審議の一形態であり、必要に応じて広く議会外の意見を聞き、議会での審査又は調査を充実させるために開催することをいいます。

※「参考人」とは、議会において市の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるとき学識経験者等、議会の審議に寄与するような意見を陳述し得ると認められた者をいいます。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 調査機関の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

[解説]

この条文は、第14条の議案の審査又は市の事務事業に関する調査を除いた、市政の重要案件についての調査のため、議会として調査機関を設置できることを規定しています。

学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の調査を行い、議会に報告することで、議会活動や審査の参考にしようとするものです。

(附帯決議への対応)

第16条 議会は、本会議で可決された附帯決議について、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。

[解説]

この条文は、附帯決議の取扱いについて規定しています。附帯決議とは、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものです。

議会は、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を市長等に対し報告を求めることができることを規定しています。

(採択請願への対応)



第17条 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当とするものについて、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。

[解説]

この条文は、議会が採択した請願の取扱いについて規定しています。憲法では、誰もが請願を行う権利があることを規定しています。ここでは、議会として採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に向けた対応や経過について、議会として報告を求めることができることを規定しています。

[用語解説]

※「請願」とは、国民が国や地方公共団体に対し一定の希望を述べることをいいます。

請願の内容については、法律上何ら規定がありません。請願の形式的要件さえ整えば、どのような内容のものであっても提出することができます。

請願を提出できる者は、日本国民だけでなく、外国人でも可能です。また、当該団体の住民である必要もありません。さらに、法人も請願を提出することができます。

請願の形式的要件については、邦文を使うこと、趣旨を明記し、提出年月日、請願者の住所及び氏名、押印、紹介議員の署名、押印が必要です。

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。

2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

[解説]

この条文は、政務活動費の活用について規定しています。政務活動費は、議員の調査研究活動に役立てるため、市が会派又は議員に対し交付できることが法で定められ、市も条例に基づき交付しています。

会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し調査研究活動を行うことができます。それは使途基準に従った適正な執行であり、収支報告書を初め、支出に係る領収書、視察・研修報告書の写しを公開する等、使途については市民への説明責任を果たします。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び情報公開)

第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用し、議会の透明性の向上を図るものとする。
- 3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。

[解説]

この条文は、情報公開の徹底について規定しています。議会は、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。議会における会議等は、例えば、個人情報等が含まれる場合を除き、原則として公開するものとします。

情報通信技術等(ICT等)を利用し、議会の透明性の向上により一層努めます。

請願は、市民の政策提案と受け止め、提出者が希望した場合は、請願を提出する背景や目的などの意見を述べる機会を設けることを規定しています。

[用語解説]

※「情報通信技術等」とは、インターネットや携帯端末など、情報処理及び情報通信に関連する、諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称をいいます。

(広報・広聴の充実)

第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用し、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実に努めるものとする。

- 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

[解説]

この条文は、多くの市民が議会に関心を高めていただくよう、情報公開の手段として、議会ホームページ等、情報通信技術の発達を踏まえた広報の充実に努めることを規定しています。

議会が条例制定するに当たっては、条例制定の過程でパブリックコメントの実施や、専門家の意見を聞くなど、様々な手法により市民に説明を行うことを通じて意見を募集し、条例案に反映させることを規定しています。

[用語解説]

※「パブリックコメント」とは、市の政策等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮しての意思決定を行う仕組みをいいます。議会として、これを踏まえて実施します。

(議会の報告会等)

- 第21条 議会は、市民への報告等を行う場（以下この条において「報告会等」という。）を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。
- 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。
  - 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。

[解説]

この条文は、市民との意見交換の場として、議会自らが積極的に地域に出向き、市民に対し市政の諸課題を初め、政策提言など、議会の活動状況を報告し、市政に関する情報の提供及び情報の共有を図り、市民の関心や意見を聞く機会として議会の報告会等を実施することを規定しています。市民との意見交換の場を設ける中で、様々にある市民の意見について、必要な課題は政策活動等に反映させるよう努めることを規定しています。

第6章 議会と行政の関係  
(議会と市長等との関係)

- 第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。
- 2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に関して必要な事項は、議長が別に定める。
  - 3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。反問に関して必要な事項は、議長が別に定める。

[解説]

この条文は、議会審議において、議員と市長等は、論点、争点を明らかにするように努力することを規定しています。本会議における質問は、代表質問、一般質問、関連質問及び緊急質問があります。

議員は、市政の課題を精査し、市民に分かりやすい言葉や表現を使い、論点、争点を明確にするよう努めることを規定しています。また、市政の諸課題に関して、緊急の事態が発生したときは、議長を経由して市長等に対し、文書によって質問することができることを規定しています。

本会議や委員会において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。その際、質問や質疑が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方々にも議論が分かりにくいものになります。このことから答弁する市長等は、議員に対して、議論を明確にする目的に限り、質問の趣旨を確認するために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができることを規定しています。

[用語解説]

- ※ 「代表質問」とは、毎年度の当初予算を審議する会議で市長が行う施政方針、当初予算その他に対して全般にわたって質問することをいいます。各会派の代表が質問を行います。
- ※ 「一般質問」とは、議員が、市の一般事務について、市長等に対し行う質問をいいます。自らの意見・提案も含めて行われ、質問の範囲は広範に及びます。
- ※ 「関連質問」とは、代表質問を行った議員と同一会派の議員が、代表質問の内容に関連して、市長等に対して行う質問をいいます。
- ※ 「緊急質問」とは、想定していない事態が発生し、そのことが市にとって客観的に緊急を要する重要事態である場合、議会の同意を得て認められる質問をいいます。

(適正な議会費の確立)

第23条 議会は、適正な議会活動を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

[解説]

この条文は、議会は、二元代表制の一翼を担う立場から、適正な議会活動を行うための「議会費」について、議論を尽くし、議会自らが「予算要望書」を作成して、議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

第7章 議員間討議

(議員間討議の重視)

第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。

[解説]

この条文は、議会は討論の場・言論の府であることを深く認識し、議会の会議において、議員間の自由討議を重視することを規定しています。

議員間討議を行う場合には、自らの発言を丁寧に行うとともに、各議員の意見をしっかり聞くことを通じ、議会の機能が発揮される運営に努めなければなりません。

また、市政に関する重要な政策等に対して、議員間討議を十分行うことを通じて、共通の認識を高め、合議制の議事機関として合意形成に努めることを規定しています。

第8章 議会の災害時対応

(災害時における議会及び議員の対応)

第25条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議

会災害対策支援本部（以下この条において「議会支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものとする。

[解説]

この条文は、市において地震等の自然大災害が発生したときに、議会は、市が設置する柏崎市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することとします。その際、議会が単独で行うことではなく、議員自らが安全を保ちながら、市の災害対策本部と情報の共有を図ることによって、災害対応を迅速かつ適切に行うため、議会支援本部を設置することを定めています。

議員は、議会支援本部を通じ、状況に応じて、「柏崎市議会災害時行動マニュアル」に基づき適切に行動することを規定しています。

## 第9章 議会及び議会事務局体制整備

### （議員研修の充実・強化）

第26条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。

- 2 議会は、基本条例の目的と理念が理解されるよう、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うものとする。

[解説]

この条文は、議会及び議員の政策活動等の向上を目的として、議員研修の充実に努めることを規定しています。また、一般選挙を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を義務付けることを規定しています。

### （議会事務局の体制整備）

第27条 議会は、政策活動等の向上を図るため、これを補助する組織としての議会事務局について、地方自治全般に関わる調査及び法制部門の充実に努めるものとする。

[解説]

この条文は、議会事務局の充実に関して規定しています。

議会及び議員は、政策立案や政策提言を行うに当たり、様々な調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実に努めようとするものです。

### （議会図書室の充実及び利用）

第28条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、議会図書室が市民に利用できるよう適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会図書室の管理に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会図書室規程（昭和27年3月議会

事務局規程第1号)に定める。

[解説]

この条文は、法により議会図書室を設置することが定められていることから、議会及び議員の調査研究、政策活動等のために、電子化されたものを含め、資料等、図書の一層の充実に努めることを規定しています。

議会図書室は、議員はもとより、だれもが利用できるものです。市民と議員との交流の場としての活用も考えられることから、その利用について、適切な措置を図ろうとするものです。

第10章 議員の倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第29条 議員は、新潟県柏崎市議会議員倫理条例（平成25年条例第31号）を遵守するものとする。

[解説]

この条文は、柏崎市議会倫理条例により、議員としての責務と倫理基準を定めており、議員は、この内容を遵守する義務があることを規定しています。

(議員定数)

第30条 議員定数は、新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第41号）で定めるものとする。

[解説]

この条文は、議員の定数について規定しています。

(議員報酬)

第31条 議員報酬は、新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）で定めるものとする。

[解説]

この条文は、議員報酬についての考え方を規定しています。

第11章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第32条 議会は、基本条例の理念及び基本条例に基づいて制定された議会関係条例等を遵守するものとする。

- 2 議会は、2年ごとに1回、当該年度末までに基本条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において検証し、結果を市民に公表するものとする。この場合において、議会は、その検証の結果、改善が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議会は、やむを得ない理由があると認められるときは、前項に規定する検証を随時に行うことができるものとする。

[解説]

この条文は、基本条例の理念に基づいて制定された議会関係条例を遵守することを定めています。基本条例の目的及び達成状況の検証は、議会運営委員会において協議を行うこととし、この結果を市民に公表します。また、必要に応じて適切な改善を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。